

佐賀河川事務所の管内（嘉瀬川・城原川・田手川・佐賀江川・佐賀導水路・嘉瀬川ダム）
において河川を利用される皆様へ

**河川における許認可の申請手続で押印が不要になり
電子メールでの申請ができるようになりました。**

■押印が不要となり、電子メールでの申請が可能となったもの（抜粋）

| こんなときは | 押印が不要となった様式 (河川法施行規則) | 河川法 |
|--|--------------------------|-------|
| (1)河川区域内の土地を占有したいとき | 許可申請書 (別記様式第8(甲)・乙の2) | 第24条 |
| (2)上記の占有が終了したとき | 土地返還届出書 | |
| (3)土石等の採取の許可 | 許可申請書 (別記様式第8(甲)・乙の3) | 第25条 |
| (4)河川区域内において、工作物を新築、 改築、除却したいとき | 許可申請書 (別記様式第8(甲)・乙の4) | 第26条 |
| (5)河川区域において、上記許可後に 工事着手したいとき | 着工届 | 第26条外 |
| (6)河川区域において、上記許可に関する 工事が完了したとき | 完了届 | |
| (7)河川区域内の土地において、土地の掘削、盛土、 切土その他土地の形状を変更したいとき、また は竹木の植栽若しくは伐採をしたいとき | 許可申請書 (別記様式第8(甲)・乙の5) | 第27条 |
| (8)既設工作物の用途を廃止したとき | 工作物用途廃止届出書 | 第31条 |
| (9)許可に基づく地位の承継手続をしたいとき | 地位承継届 (別記様式11) | 第33条 |
| (10)許可に基づく権利の譲渡をしたいとき | 権利譲渡承認申請書 (別記様式12) | 第34条 |
| (11)河川区域を一時的に使用したいとき | 届出書 | - |

<ご注意事項>

- 使用したい場所・方法等がございましたら、**申請前に提出窓口へ事前にご相談下さい。**
申請内容及び申請に必要な書類等について確認を行います。

■申請全般

- 各種様式は、前掲の申請書様式集のほか問い合わせ先窓口より提供いたします。
- 申請メール本文に氏名、住所、連絡先等の情報の記載をお願いします。
- 申請メールのメールタイトルに【河川法申請】と必ず記載下さい。
- メールへの添付資料の形式については、以下が対応可能です。
Word、一太郎、エクセル、パワーポイント、PDF、DocuWorks
- 添付データの容量は、1回のメールにつき15MB程度まで送付可能です。
- 詳細につきましては、提出窓口もしくは下記にお問い合わせください。

<問い合わせ先窓口>

〒849-0918 佐賀県佐賀市兵庫南2丁目1番34号
佐賀河川事務所 管理課
TEL : 0952-41-8801
E-Mail : qsr-sagakasenhoh@mlit.go.jp

